

助成金無料相談会

キャリア形成促進助成金(制度導入コース)

労働者のキャリア形成を促進するため、事前計画に基づき、**職業訓練などの段階的・体系的な制度の導入及び適用**させた企業に対する助成金。

＜支給対象となる訓練＞

1.教育訓練・職業能力評価制度

定められた手順に沿った教育訓練制度を実施

2.セルフ・キャリアドック制度

労働者が自身のキャリアに関して専門家へ相談できる制度の導入

3.技能検定合格報奨金制度

業種に沿った技能検定を設定し、合格者に報奨金を与える制度の導入

4.教育訓練休暇等制度

資格や技術取得のために必要となる時間分の休暇を与える制度の導入

5.社内検定制度

社内での検定制度の作成、導入

＜支給額＞上記制度を実施することに**各50万円**（大企業は各25万円）

例) 従業員数5名の企業が、正社員1名に対して職業能力評価制度を導入し、評価を行い、さらにセルフ・キャリアドック制度を導入し、セルフ・キャリアドックを受けた場合に受給できる金額

職業能力評価制度助成： > 50万円

セルフ・キャリアドック制度助成： > 50万円

合計：> 100万円

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

有期契約労働者等を**正規雇用労働者、多様な正社員等に転換**又は**派遣社員を直接雇用**した企業に対する助成金。

①有期→正規： **1人当たり60万円(45万円)**

②有期→無期： 1人当たり30万円(22.5万円)

③無期→正規： 1人当たり30万円(22.5万円)

④有期→多様な正社員： 1人当たり40万円(30万円)

⑤無期→多様な正社員： 1人当たり10万円(7.5万円)

⑥多様な正社員→正規： 1人当たり20万円(15万円)

※ () は中小企業以外の額

お申し込み・その他の
助成金については裏面より



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、**男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に対し助成されます。**

＜支給対象となる育児休業＞

子の出生後8週間以内に開始する5日以上（中小企業以外は14日以上）の育児休業

※過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外 ※支給対象は、1年度につき1人まで

＜支給額＞

中小企業 取組及び育休1人目：60万円 2人目以降：15万円 大企業 取組及び育休1人目：30万円 2人目以降：15万円

介護支援取組助成金

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に対し助成されます。

具体的には、以下の全ての取組を行った場合に支給対象となります。

- ・従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）
- ・介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）
- ・介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）
- ・働き方改革（年次有給休暇の取得促進、時間外労働時間の削減）

＜支給額＞ **1企業1回のみ：60万円**

代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3ヶ月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6ヶ月以上雇用した中小企業事業主に助成されます。

＜支給額＞ **育児休業取得者1人当たり：50万円**

※育児休業取得者が**期間雇用者**の場合**10万円加算**

※当該期間雇用者が**正社員又は無期雇用**として**復職**した場合はさらに**10万円加算**

＜支給対象期間＞ 最初の対象労働者の原職等復帰日から起算して6ヶ月を経過する日の**翌日から5年以内**

＜ 上限人数 ＞ 一年度に延べ10人

育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に助成します。

- ・1企業につき2人まで（正社員1人、期間雇用者1人）
- ・平成28年度の後半からは、介護休業についても対象となる予定

＜支給額＞ **プランを策定し、育休取得したとき：30万円 育休者が職場復帰したとき：30万円**

無料相談 申込用紙

希望日時	第一希望日： 月 日 時～ 同 日 時～	第二希望日： 月 日 時～ 同 日 時～
希望場所	<input type="checkbox"/> 弊社神戸事務所 <input type="checkbox"/> 弊社姫路事務所 <input type="checkbox"/> 貴社	
会社名	業種	
所在地	〒	
	TEL	FAX 社員数
お申込者①	御芳名	御役職

お申込みFAX： 0120-38-3399

※相談時間1社45分ほど ※遠方への訪問の場合、交通費分の費用を頂くことがあります。

※お申し込み後3日以内に案内を電話またはFAXにてご案内いたします。もし案内が届かない場合は、お手数ですが、弊事務所までご連絡をお願いいたします。（連絡先TEL: 0120-66-8050）

**4名の経験豊富な専門家が
お答え致します。**

